

質問書に対する回答

(件名) 上信越自動車道 關伽流山トンネル（上り線）補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	割掛対象表 別表-1、2	割掛項目の「有料道路料金費」のうち「支給材運搬」、「残存物件運搬」について、別表-1の仮設ケーブルダクト、および仮設ケーブルラック、また別表-2の品名に「トンネル施設移設工AおよびB」の記載があるものは、設計書の項目の「仮設ケーブルダクト工」、「仮設ケーブルラック工」、「トンネル施設移設工AおよびB」に該当すると思いますが、割掛対象表には「トンネルインバート補強工A」の項目しかありません。これらの有料道路料金費は「仮設ケーブルダクト工」等の項目ではなく、割掛対象表のとおり「トンネルインバート補強工A」に割掛けるという解釈でよろしいでしょうか。	有料道路料金費は、特記仕様書22-5-1（6）、特記仕様書22-5-2（7）及び特記仕様書22-5-3（7）に示すとおり、契約単価に含まれます。
2	別添1技術提案における条件書 車線規制	規制途中に設置する工事用車両出入口の離隔は100m以上という記載がありますが、これは出入口の幅を含まずに100m以上という意味でしょうか。ご教示下さい。	規制途中に設置する工事用車両出入口の離隔100m以上とは、設置する出入口の中心間距離とお考えください。
3	設計図107/107、および標準工程9/13	インバート設置本施工完了後に追越側の車線規制がありませんが、STEP8(14)、(15)の路面標示工は走行側から施工可能と考えて宜しいでしょうか。ご教示下さい。	そのとおりお考えください。